

1. 趣旨

国立がん研究センターがん対策研究所では、ウェブサイト「がん情報サービス」(<https://ganjoho.jp>)で信頼できるがん情報を提供しています。また、インターネットの利用が困難な人にもがん情報が届くよう、2017年より寄付事業「がん情報ギフト」プロジェクトを開始し、全国から寄付を募り、国立がん研究センターが発行するがんに関する冊子や資料のセット「がん情報ギフト」を、公共図書館に寄贈する取り組みを行っています。

がん情報ギフト「結ぶ」事業（以下「本事業」という）は、2021年度にスタートしました。本事業の目標は、がん情報ギフト寄贈館が「市民へのがん情報普及の拠点」として、確かながん情報の提供とがん相談支援センターを周知すること、さらにその役割を図書館が医療機関等と連携し、拡充・発展させていくことにあります。

本事業は、2026年度医療機関助成金およびがん情報ギフトプロジェクト寄付金を予算としており、予算状況によっては実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合があることを予めご了承ください。

2. 募集・選定スケジュール

募集期間：2026年2月4日（水）～5月11日（月）必着

結果通知・公表：2026年6月末頃

3. 対象となる企画

- ・「がん情報ギフト」の活用を促進させて、がん情報ギフト寄贈館ががん相談支援センターや行政等と連携し、信頼できるがん情報を広く市民に届ける企画

参考：がん情報ギフト「結ぶ」事業 過去の支援企画

https://www.ncc.go.jp/jp/d004/donation/ganjoho_gift/about/link/index.html

上記URLより、さらに年度ごとのページにお進みください。

4. 応募・実施できる機関（実施機関・共同機関・協力機関）

「がん情報ギフト寄贈館」が以下の実施機関または共同機関のいずれかに入ることが必須です。

実施機関または共同機関の公共図書館ががん情報ギフト寄贈館でない場合、企画申請前に下記サイトから「がん情報ギフト寄贈登録」を行ってください。

がん情報ギフト寄贈登録（がん情報ギフト受入れ希望施設登録）

<https://contact.ganjoho.jp/form/pub/ganjoho/library>

1) 「実施機関」（必須）

がん情報ギフト寄贈館、がん診療連携拠点病院、行政機関（保健センター含む）の3種の機関のうちのいずれかです。2) の「共同機関」を決定したうえで申請してください。

2) 「共同機関」（必須）

がん情報ギフト寄贈館、がん診療連携拠点病院、行政機関（保健センター含む）のうち、「実施機関」とならなかった機関です。多業種が含まれることが必要で、同業種のみの連携は不可以です。1つ以上が参加すること、申請時に共同することが合意できていることが必須です。複数の共同機関があってもかまいません。

3) 「協力機関」（任意）

1) 2) 以外の地域の機関です。機関の規模や法人格については問いません。申請する企画に有用な協力が得られることが合意できた機関を記載してください。協力機関は企画の採択後に増えてもかまいません。

※協力機関の例：地域のがん患者会、商工会地域のサークル、社会福祉協議会等

※「編成可」の機関例

	実施機関	共同機関 1	共同機関 2	協力機関
	〈必須〉	〈必須〉		〈任意〉
①	がん情報ギフト寄贈館	がん診療連携拠点病院	保健センター	社会福祉協議会
②	がん診療連携拠点病院	がん情報ギフト寄贈館		
③	保健センター	がん情報ギフト寄贈館		商工会地域のサークル

5. 実施体制

- 企画の実施は、実施機関の業務として位置づけられていること
- 実施機関は、申請書提出にあたっては所属機関長（図書館長、がん相談支援センター長、保健センター長など）の承諾を得ること
- 実施機関は、申請書提出にあたっては共同機関や協力機関の承諾・合意を得ていること
- 申請書の実施機関欄には、企画内容・運営・予算を把握し、窓口としてメール等で緊密な連絡調整をとることが可能な方を記載すること。共同機関欄には、機関ごとに担当者を1名ずつ明記すること

6. 支援規模・採択予定件数

企画の実施に必要となる経費は、実施機関からの申請をもとに、国立がん研究センターが規定に則して経費執行します。（国立がん研究センターから実施機関に支援費を支払うのではありません）

（1）支援規模：

- 企画が都道府県単位または政令指定都市単位の活動である場合、もしくは、複数回・長期間の実施の場合（上限 20 万円相当）

- 企画が市町村単位の小規模のイベントである場合（上限10 万円相当）

（2）採択予定件数：7件程度〈予定〉

内訳：（1）① 3企画程度、（1）②4企画程度

※p.5 「（参考）支援対象となる項目」参照。

※選考委員会による採択審査の過程で、支援規模の調整を採択条件とする場合があります。

7. 支援期間

2026年8月1日～2027年7月30日までに実施する企画を支援します。実施のために必要な準備（広報や実施のための物品購入等）は、採択通知の受領後から可能です。

8. 応募方法

別紙「申請書」のフォーマット項目に沿って作成し、期限までにがん情報ギフトプロジェクト事務局（ganjoho-gift@ncc.go.jp）宛に、電子データで申請してください。

受付後、事務局より email にて申請書受理のご連絡をいたします。土曜・休日を除き、申請から 3 日を過ぎても受理通知が届かない場合には必ず、事務局へのお問合せをお願いいたします。

9. 応募時の留意事項

- ・応募する企画が、他の補助金等による支援を受けている場合は、事前に企画内容と経費の整理・仕分を行い、重複のないようにしてください。自主財源と合わせて企画を実施することも可能です。
- ・選考時に承認されなかった経費については支援対象となりません。そのため、採択金額が応募時の積算より減額となる場合があります。また、原則、採択後に申請書に記載された経費総額を超える経費を積算することはできません。
- ・選考の結果、企画内容や経費の調整等、採択の条件を付す場合があります。

10. 選考の流れ

選考委員会での選考を経て、2026年6月末に、がん情報ギフトプロジェクト事務局より、email にて採択／不採択のご連絡をいたします。採択された企画に対しては、国立がん研究センターからの事業協力依頼としての文書を発行いたします。また、採択となった機関については、当センターWeb サイト等でも公表します。

11. 実施上の留意事項など

- ・企画の成果・効果の把握に関して、今後の事業に活かす観点から、当センターが指定する項目での「アンケート調査」を実施していただきます。
- ・採択された機関は、2027年11月に開催予定の「実施報告会」にて、実施内容の報告をお願いします。なお、「報告書」の提出は、採択決定後、事務局より別途指定する期日までに行っていただきます。
- ・Web や広報誌等で本事業での実施内容を公表、発表する場合は、本事業（がん情報ギフト「結ぶ」事業）の一環である旨を必ず記載するとともに、メディア等の取材を受ける際にも必ず伝えてください。

12. その他

- ・申請書に記載した個人情報は、国立がん研究センターの個人情報保護規程に基づき、適切に保管／廃棄いたします。

- ・採択された個々の企画に関する情報（機関名、企画名、企画内容等）については、本事業のため
に使用するとともに国立がん研究センターが推進する各種事業情報の案内に使用する場合があ
ります。
- ・企画立案段階でお困りの際のご相談を受け付けます。実施したい活動がありつつも、連携先が見
つかっていないなど、連携先（共同機関）への橋渡しを希望される方は、下記・がん情報ギフト
プロジェクト事務局へご相談ください。

がん情報ギフト「結ぶ」事業 企画公募に関するお問い合わせ先

国立がん研究センター がん対策研究所 がん情報ギフトプロジェクト事務局

[国立がん研究センターがん対策研究所がん情報提供部内]

Phone : 03-3547-5201 (内線: 1620・1615)

Email : ganjoho-gift@ncc.go.jp

(参考) 支援対象となる項目

企画の実施に直接的に必要なものに対して申請でき、「(1) 物品費、(2) 謝金、(3) 旅費、(4) その他」に分かれます。実施機関からの申請をもとに、国立がん研究センターが規定に則して経費執行します。(国立がん研究センターから実施機関に支援費を支払うのではありません)

原則として立替払いは認められません。がん情報ギフトプロジェクト事務局担当者に見積書を送付し、執行の承認を得た上で請求書払いとなります。

(1) 物品費

○書籍代

- 企画内容に関連する書籍の購入に要する経費
- 科学的根拠に基づく情報を含み、図書館等で所蔵するにふさわしい書籍を選書すること

○消耗品費

- 申請書において合理的な理由等が詳述され、選考時に承認されたもののみ、執行することができる。

(2) 謝金

- 国立がん研究センターの規定に基づき支出できる。
- 原則として1人あたり半日10,000円、1日20,000円以下を目安とする。
- 実施機関、共同機関に雇用されている者には、原則として謝金を支払うことはできない。

(3) 旅費

- 国立がん研究センターの規定に基づき、国内旅行の旅行費を支出できる。
- 公共交通機関の利用を原則とする。
- 講師の付添人や参加者に交通費や宿泊費を支払うことはできない。

(4) その他

○印刷製本費

- 広報用の印刷物等を作成するための印刷、製本代

○外注費（雑役務費）

- 動画作成／編集費用
- ポスター／チラシのデザイン費用等

○その他（諸経費）

- 本企画のために専用で借り上げる場所の賃借料
- パソコンやプロジェクター等のOA機器を会合用のためにレンタルすることができる。（本事業ではOA機器の購入はできない）